

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策総合相談窓口の設置について

令和2年4月7日に閣議決定され国会に提出される予定の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について、今後、各省庁から担当部署に各事業詳細が通知され、本市においても迅速な対応が求められる。

感染拡大の影響を受けている地域経済、市民生活を支援するための緊急経済対策であることから、市民又は事業者等からの相談への迅速な対応、担当部署への円滑な取次ぎを行うための総合相談窓口を設置する。

1 名称等

総務部秘書広報課内に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策総合相談窓口」を設置する。

2 場 所

本庁舎2階レセプト点検室内にコールセンターを設置する。

相談窓口は、本庁舎2階保険年金課窓口の一部に総合窓口カウンターを設置する。

3 担当業務

- (1) 各担当部署から緊急経済対策事業内容の情報収集を行う。
- (2) 緊急経済対策に係る市民又は事業者からの相談窓口業務・電話相談業務を行い、担当部署への円滑な取次ぎを行う。

4 設置期間

令和2年4月27日（月）から3か月程度を目安とし、状況に応じて設置期間を延長する。

5 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

6 職員配置体制

配置人数は7名程度（窓口3名、電話問い合わせ等4名）を想定し、人事発令は行わず、「職務命令書」交付による対応とする。

職員は、公民館の再任用職員（応援）による対応とする。